平成２３年（ワ）第８１２号、平成２４年（ワ）第２３号

九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

原告　石丸　ハツミ　外

被告　九州電力株式会社

準備書面（３）

２０１３（平成２５）年５月２９日

佐賀地方裁判所　民事部　合議２係　御中

原告ら訴訟代理人

弁護士　冠　木　克　彦

弁護士　武　村　二　三　夫

弁護士　大　橋　さ　ゆ　り

復代理人

弁護士　谷　次　郎

本準備書面は、被告の平成２４年４月６日付答弁書（平成２３年（ワ）第８１２号事件に対するもの）、同日付答弁書（平成２４年（ワ）第２３号事件に対するもの）における被告の主張に対する原告らの認否を明らかにするものである。

第１　平成２４年４月６日付被告答弁書（平成２３年（ワ）第８１２号事件に対するもの）に対する認否

1　「被告の主張」第１章について

争う。

2　「被告の主張」第２章について

（1）「第１　被告」のうち、「被告は，福岡県」より「株式会社であり，」までは認め、その余は不知（ただし、積極的に否認する趣旨ではない）。

（2）「第２　本件原子力発電所」は認める。

3　「被告の主張」第３章について

（1）「第１　原子力発電の仕組み」については、概要の説明としておおむね認める。

（2）「第２　原子力発電所（加圧水型）の構成」について

ア　「１　全体の構成」については、システムの概要の説明ということであればおおむね認める。

イ　「２　１次冷却設備」、「３　原子炉格納容器」、「４　２次冷却設備」についてはおおむね認める。

ウ　「５　電気設備」、「６　工学的安全施設」については、システムの概要ということであればおおむね認めるが、福島第一原子力発電所事故では外部電源が全部喪失したことが事故を拡大させ、電気設備、工学的安全施設がその機能を全うしなかったという点を留保する。

エ　「７　使用済燃料貯蔵設備」については、システムの概要の説明ということであればおおむね認めるが、安全であるという評価については争う。

4　「被告の主張」第４章について

（1）「第１　自然的立地条件における安全確保対策」について

被告が答弁書記載のような設計思想に基づき設計、確認を行ったという事実は認めるが、安全性に問題がないという評価は争う。

（２）「第２　平常運転時における被ばく低減対策」について

被告が答弁書記載のような対策を取っている事実はおおむね認めるが、平常運転時において放射性物質を放出しているということ自体が容認できるものではないということを留保する。

（３）「第３　原子力発電所の事故防止対策」について

ア　柱書部分（３８頁）については、被告が「多重防護」の考え方による安全確保の考え方を取り入れていることに関する記載内容はおおむね認めるが、「多重防護」の考え方により現実に安全が確保されているという評価については争う。

イ　「１　異常の発生を未然に防止するための対策」について

（ア）「（１）余裕のある安全設計」については、被告が本件原子力発電所につき記載のような設計を指向したことはおおむね認めるが、その設計により現実に機器が十分耐えられる余裕があるということは否認ないし争う。

（イ）「（２）誤動作や誤動作によるトラブルの防止」については、「フェイル・セーフ・システム」や「インターロック・システム」の一般的な説明としては認めるが、本件原子力発電所にこれらのシステムが採用されているかどうかについては不知。

ウ　「２　異常の拡大及び事故への進展を防止するための対策」について、原子力発電所が記載のような設計となっていることはおおむね認めるが、その設計により安全が確保できるという評価は争う。

エ　「３　放射性物質の異常な放出を防止する対策」について

（ア）「（１）原子炉を「冷やす」設計」、「（２）放射性物質を「閉じ込める」設計」については争う。本件原子力発電所は原子炉を「冷や」

し、放射性物質を「閉じ込める」ことを指向して設計されてはいるが、実際に放射性物質を「閉じ込める」に足りる設計にはなっていない。とりわけ、答弁書は「第３の防壁」が「原子炉容器」であると説明しているが（４３頁）、実際に防壁となっているのは配管や蒸気発生器伝熱管等を含んだ１次冷却設備全体であり、防壁の大部分は「厚い鋼製」ではない。また、福島第一原子力発電所の事故においては「冷やす」、「閉じ込める」の機能が失われ、炉心溶融から放射性物質が大量放出する事態に至った。

（イ）「（３）放射性物資放出の抑制又は防止」について

a　「ア　平常時の対策」については不知。

b　「イ　事故時の対策」については争う。被告は、事故時に放射線により一般公衆が受ける実効線量の評価値は、最大でも約１．１ｍＳｖであると主張するが（４６頁）、福島第一原子力発電所事故に照らして、このような評価が妥当であるとは到底考えられない。

オ　「４　過酷事故対策」については争う。

カ　「原子力防災」については争う。

（４）「第４　本件原子力発電所の安全性に対する国による確認」については、被告が国から記載のような確認を受けていることは認めるが、その妥当性については争う。

（５）「第５　地震及び津波に対する安全性」については争う。

（６）「第６　福島第一原子力発電所事故を受けた対応等」については不知ないし争う。

（７）「第７　玄海１号機原子炉容器の健全性評価」については争う。

５　「被告の主張」第５章について

争う。

第２　平成２４年４月６日付被告答弁書（平成２４年（ワ）第２３号事件に対するもの）に対する認否

１　「被告の主張」第１章について

争う。

２　「被告の主張」第２章について

（１）「第１　被告」のうち、「被告は，福岡県」より「株式会社であり，」までは認め、その余は不知（ただし、積極的に否認する趣旨ではない）。

（２）「第２　本件原子力発電所」は認める。

３　「被告の主張」第３章について

（１）「第１　原子力発電の仕組み」については、概要の説明としておおむね認める。

（２）「第２　原子力発電所（加圧水型）の構成」について

ア　「１　全体の構成」については、システムの概要の説明ということであればおおむね認める。

イ　「２　１次冷却設備」、「３　原子炉格納容器」、「４　２次冷却設備」についてはおおむね認める。

ウ　「５　電気設備」、「６　工学的安全施設」については、システムの概要ということであればおおむね認めるが、福島第一原子力発電所事故では外部電源が全部喪失したことが事故を拡大させ、電気設備、工学的安全施設がその機能を全うしなかったという点を留保する。

エ　「７　使用済燃料貯蔵設備」については、システムの概要の説明ということであればおおむね認めるが、安全であるという評価については争う。

４　「被告の主張」第４章について

（１）「第１　自然的立地条件における安全確保対策」について

被告が答弁書記載のような設計思想に基づき設計、確認を行ったという事実は認めるが、安全性に問題がないという評価は争う。

（２）「第２　平常運転時における被ばく低減対策」について

被告が答弁書記載のような対策を取っている事実はおおむね認めるが、平常運転時において放射性物質を放出しているということ自体が容認できるものではないということを留保する。

（３）「第３　原子力発電所の事故防止対策」について

ア　柱書部分（３６頁）については、被告が「多重防護」の考え方による安全確保の考え方を取り入れていることに関する記載内容はおおむね認めるが、「多重防護」の考え方により現実に安全が確保されているという評価については争う。

イ　「１　異常の発生を未然に防止するための対策」について

（ア）「（１）余裕のある安全設計」については、被告が本件原子力発電所につき記載のような設計を指向したことはおおむね認めるが、その設計により現実に機器が十分耐えられる余裕があるということは否認ないし争う。

（イ）「（２）誤動作や誤動作によるトラブルの防止」については、「フェイル・セーフ・システム」や「インターロック・システム」の一般的な説明としては認めるが、本件原子力発電所にこれらのシステムが採用されているかどうかについては不知。

ウ　「２　異常の拡大及び事故への進展を防止するための対策」について、原子力発電所が記載のような設計となっていることはおおむね認めるが、その設計により安全が確保できるという評価は争う。

エ　「３　放射性物質の異常な放出を防止する対策」について、本件原子

力発電所を含む原子力発電所が原子炉を「冷や」し、放射性物質を「閉じ込める」ことを指向した設計となっていることはおおむね認めるが、福島第一原子力発電所の事故においては「冷やす」、「閉じ込める」の機能が失われ、炉心溶融から放射性物質が大量放出する事態に至ったことを留保する。

エ　「３　放射性物質の異常な放出を防止する対策」について

（ア）「（１）原子炉を「冷やす」設計」、「（２）放射性物質を「閉じ込める」設計」については争う。本件原子力発電所は原子炉を「冷や」し、放射性物質を「閉じ込める」ことを指向して設計されてはいるが、実際に放射性物質を「閉じ込める」に足りる設計にはなっていない。とりわけ、答弁書は「第３の防壁」が「原子炉容器」であると説明しているが（４１頁）、実際に防壁となっているのは配管や蒸気発生器伝熱管等を含んだ１次冷却設備全体であり、防壁の大部分は「厚い鋼製」ではない。また、福島第一原子力発電所の事故においては「冷やす」、「閉じ込める」の機能が失われ、炉心溶融から放射性物質が大量放出する事態に至った。

（イ）「（３）放射性物資放出の抑制又は防止」について

ａ　「ア　平常時の対策」については不知。

ｂ　「イ　事故時の対策」については争う。被告は、事故時に放射線により一般公衆が受ける実効線量の評価値は、最大でも約０．０８６ｍＳｖであると主張するが（４４頁）、福島第一原子力発電所事故に照らして、このような評価が妥当であるとは到底考えられない。

オ　「４　過酷事故対策」については争う。

カ　「原子力防災」については争う。

（４）「第４　本件原子力発電所の安全性に対する国による確認」については、被告が国から記載のような確認を受けていることは認めるが、その妥当性

については争う。

（５）「第５　地震及び津波に対する安全性」については争う。

（６）「第６　福島第一原子力発電所事故を受けた対応等」については不知ないし争う。

５　「被告の主張」第５章について

争う。

以上